

第20回長野地方裁判所委員会及び第19回長野家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成22年7月2日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

長野地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（地方裁判所委員会委員）井上弘通，太田さやか，落合勤，北村きぬ子，倉田博光，原田三枝子，宮本義彦，米田保晴，和田清二

（家庭裁判所委員会委員）石曾根清晃，井上弘通，越智康詞，木村美穂，田中友江，寺門正顕，中山栄子，古堅裕康，吉原與志子

（五十音順，敬称略）

（説明者）民事首席書記官，刑事首席書記官，家庭裁判所首席書記官，次席家庭裁判所調査官，地方裁判所事務局長，家庭裁判所事務局長，地方裁判所事務局次長，家庭裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長

4 テーマ

- (1) 裁判所利用者に対するアンケートの実施結果について
- (2) 過払金関係について

5 議事

- (1) 各委員の自己紹介
- (2) 議事の進行について

- 本日の委員会の報道関係者による取材について承認した。
- 報道関係者による写真及びテレビ撮影について許可した。
- 報道関係者に次の資料を交付することを承認した。

- ① アンケート用紙
- ② アンケートへのご協力をお願い

③ アンケートの集計結果

(3) 「裁判所利用者に対するアンケートの実施結果について」〔説明（家庭裁判所総務課長）〕

(4) 質疑応答，意見交換

- これまでの説明を受けて，アンケート実施結果に関する質疑応答及び意見交換に入りたい。 (委員長)
- アンケートの回答数は42通ということであるが，1か月の裁判所利用者は概ね何人くらいなのか。 (中山委員)
- 概ね1日30人ないし40人くらいなので，1か月で800人くらいである。 (家庭裁判所総務課長)
- このようなアンケートは他の裁判所でも実施していると聞いているが，回収率はどの程度なのか。 (中山委員)
- 他の裁判所の回収率は把握していないが，もっと回答数が少ない庁があったという話も聞いている。42通という回収数は，決して少なくない数字であると考えている。 (家庭裁判所総務課長)
- 回収されたアンケートを見ると，3月29日に法廷の見学があったようであり，十二，三通のまとまった数になっている。裁判所の利用者という点では同じであるが，団体で来ているという点では数字のトリックにならないよう気をつけた方がよい。 (倉田委員)
- このアンケートの結果を受けて，裁判所として改善すべき点についてどのように受け止めているのか。 (落合委員)
- 私の個人的な感想も入るが，アンケートの内容は比較的好意的な意見が多かったのではないかと考えている。しかし，そうは言っても，「案内板の表示内容が分かりにくい」，「部屋の表示が分かりにくい」，「待つ場所が分からない」といった意見もいくつか見られたので，このような点は，皆様からいろいろと意見をいただいて改善していきたいと考えている。

(家庭裁判所総務課長)

- 当初、裁判所の方でアンケートの主たる内容として聞きたいと考えていたソフト面である人的対応面についてはいくつか問題点があったということで一般的な指導をしたところであり、庁舎内の明かりや清掃等の問題については具体的に所要の指示をしたところである。また、私の方からお諮りしたいのだが、今回のアンケートの実施結果をそれぞれの関係部門、支部も含めた現場の職員や調停委員に提供することを了解していただきたいのだがよろしいか。そうすることで、間接的にではなくダイレクトに利用者の方からこういう声があるということをそれぞれの担当の部署に示して、適切な対応をしたいと考えている。 (委員長)

■ アンケートの実施結果を職員及び調停委員に提供することについて了承した。

- 「法廷がホコリだらけでがっかりした」という意見に関して、基本的には業者による清掃ということであるが、清掃の頻度はどの程度なのか。

(米田委員)

- 頻度は法廷によって異なっており、例えば1号法廷は月に2回程度、ラウンド法廷は週に1回程度であり、法廷によっては業者の清掃がないため職員が行っている場合もある。 (地方裁判所事務局長)

- 予算の関係もあって簡単に対応できないということか。 (米田委員)

- すべての場所に業者を入れてできるだけ頻度をあげるというのは理想だとは思いますが、予算の範囲内で清掃をしている関係で、現時点でも法廷によっては全部業者が入っているわけではなくて職員が交替でやっているという現状である。 (地方裁判所事務局長)

- 「少額訴訟をやりたい当事者が5回も裁判所に来てやっと資料がそろった」という意見があったが、具体的にこういう説明は誰がやることになっているのか。また、5回も裁判所に来てやっと資料がそろうという状況は例外

的なものなのか。

(米田委員)

- 裁判所としてもこのような意見があったことは非常にショックであり、アンケート回収後すぐに担当部署に確認したが、思い当たらないとのことだったので、何かの行き違いがあったのではないかと考えられる。

(地方裁判所事務局長)

- 先ほどご了解いただいたとおり、このアンケート実施結果を支部や独簡にも示した上で、指導をしていきたい。

(委員長)

- 4月16日のアンケートで、家裁書記官室の利用者が「ていねいで具体的に分かりやすく説明を頂き、本当にありがとうございました」とあるが、ここまで書いていただけるということは相当しっかりとした対応をしたのだと思う。家裁や簡裁は口頭申立という制度があるセクションでもあるし、期待する部分も非常に大きい。よくわからないけれども家裁には相談に乗ってくれるところがあるというところから入る人もいるだろうし、ちょっとしたトラブルなんかでも話し合いの場所があるから簡裁に行って書記官に聞いてみたらいいよというような当事者も割と多いのではないかとということをご考慮していただき、口頭申立を含めてそのような受け口になることが強く求められているということをご理解願いたい。ところで、家庭裁判所は相談窓口が案内板にしっかりと表示されているが、簡裁では案内板に相談窓口が表示されていない。家裁の相談窓口が表示されているのだから、簡裁でも表示したらわかりやすいのではないか。

(和田委員)

- 検討したい。

(委員長)

- 期間が短期間であり、回答数も少なかったが、このアンケートを実施して非常に良かったと感じている。おそらくアンケートの回答数が多くなっても同じような内容の回答であったろうと推測できる。大切なのは個別具体的な記載欄があったから、市民がどんな点が足りないという風に指摘しているのがよくわかるということである。このアンケート結果を踏まえて、今後この

委員会がどのようにしていくかという点については、裁判所の方でも具体的な指示を出しているようであるが、我々はもう一度庁内を回って本当に案内が十分なのかどうか見た方がいいと考える。3月29日に多くの人が傍聴しているが、特に若い人たちが傍聴しているようなので、傍聴については大学生、中学生、小学生あるいは青年会議所、そういうところに踏み出した方がいいのではないかと。さらに調停に関していろいろと不満が出ているので、前回調停についてのアンケートは保留になっているが、この際思い切って調停に対するアンケートを実施した方がいいのではないかと。松山家裁委員会ではより一歩踏み込んだ内容のアンケートを実施しているようなので、それを参考にして実施してみたらどうか。

(石曾根委員)

○ 案内板の改善について、「なかなか分からなかった」と回答した人がどの部署に行きたかったのかという点はアンケートの回答から分かると思うので、分かりにくい場所の目星がつくのではないかと。

(寺門委員)

○ アンケートを回答した人の行きたかった部署については、ほとんどの人は分かると思うが、中には行き先を回答していない人もいる。

(家庭裁判所総務課長)

○ 調査官室や調査官の面接室への案内は、一般的に出すことについては少し議論があり、本当にニーズのある人に対する分かりやすさということはどうするかについて、パブリックな案内板に表示する方がいいのか、それとも当事者に対する書面での案内に詳しく記載した方がいいかというような点も含めて検討したい。

(委員長)

○ 本館には大きな案内板があり、正面玄関から入るとさらに詳細な案内があるのでかなり分かりやすくなったと思うが、西館の1階は真っ暗であるし、そのような詳細な案内がないので迷ってしまうのではないかと。(和田委員)

○ 省エネの関係ですべての廊下の電気を付けていないという点もあるが、そもそも西館の1階は月に数回の交通切符以外には使用していなかった。最近

は裁判員裁判の関係で使用するようになり、やや性格が変わってきている。ご指摘のあった西館を利用する人の動線をどうするかという点については、また検討してお話ししたい。(委員長)

○ 「法廷がホコリだらけでがっかりした」という指摘について、例えば調停室にベビーベッドがあるが、長野はわからないが松本支部ではホコリだらけである。カバーはずっと洗濯もしないままである。また、諏訪支部にはぬいぐるみなども置いてあるが、清潔なのかどうかは疑問である。できればそこまで目を向けてほしい。(石曾根委員)

○ 検討したい。(委員長)

○ 3月16日のアンケートで「調停委員の言葉の悪さ」と記入した方についてかなり気になるが、どういうことなのか。(田中委員)

○ 個別の調停の内容については外からは分からないし、このアンケートが何らかのバイアスがかかっていないかという問題もあると思う。そうは言っても、このアンケートの実施結果を管内の調停委員にも知らせていきたい。(委員長)

○ 環境美化の問題であるが、ある支部では草が生い茂っているような光景を目にすることがある。裁判所の場合、市民のボランティアを募って除草作業をやってもらうというようなことは考えられないのか。(和田委員)

○ その点は運用の点で難しいところがあると思うが、本庁は無理でも支部や独簡で工夫する余地がないか検討したい。(委員長)

○ 今お配りしたアンケート用紙2枚のうち「民事・家事調停を利用された方へのアンケート」というのが、当初この委員会に提案した調停に関するアンケートである。これは、ほぼ全国的なパターンとして使っていたようであり、それをもとに作ったものである。もう一つの「アンケートのお願い」というのが松山家裁のものであるが、調停の利用に関して一步踏み込んだ内容のアンケートであり、このようなアンケートを実施することを提案したい。アン

ケートの集計のやり方だが、先ほどのアンケートについて回答が少なかったのではないかと不安があるということだが、調停委員が調停終了後に当事者に交付して協力をお願いすればいいのではないか。そのためには調停委員会の意見を聞きながらアンケート用紙を作った方がいいのではないかと考える。

(石曾根委員)

○ このようなアンケートはどのくらいの期間実施しているのか。また結果についての資料はあるか。

(委員長)

○ 期間については、1か月という短い期間ではなく、3か月くらいではないかと思う。年に2回実施している庁もあると聞いている。結果についての資料もあると思うので提出したい。

(石曾根委員)

○ 調停に特化するとアンケートの客観的な正確性が保たれるのかという問題がある。調停委員に対する影響もあるかもしれない。やや難しい問題であるので我々だけでは決められないと思う。資料を事前に交付して検討した方がいいのではないか。

(委員長)

○ 調停についてこだわる理由はどこにあるのか。

(落合委員)

○ 調停というのは、専門家を介さずに市民が直接訴え、直接自分の意見を述べて話し合いで解決していくというのが基本である。そうすると市民が利用しやすい調停なのか欠けている部分がないのかという点をアンケートを通じて聞くのがいいのではないかと考えた。

(石曾根委員)

○ 例えば裁判に引き直してみると裁判を受けた人のアンケートをとって、その裁判が利用しやすいかとか、裁判に欠けている部分がなかったかとかいう形でやるかというところかなりギョツとする話にもなろうかと思われる。それが調停であっても本当にメリットとデメリットを考えないといけないのではないか。一般的なアンケートと比べると微妙なところがあると思うので、いきなりこれでというのは無理があると思われる。資料などを提出していただき、こちらでも集められるものがあれば集めて、皆さんに事前に送付して検討し

ていただいた上で委員会としてどうするかということになろうかと思われるし、さらに仮に委員会でどうすると決めても、調停協会との相談という話にもなろうかと思われるので、すぐということにはならないであろう。集計を充実させるため、かつ集計内容が客観的に公平公正だというためには、調停で自分の意見が通った人だけ、あるいは調停で自分の意見がうまく通らなかったという人だけに対するアンケートではまずいだろうし、そうすると調停委員の協力を求める必要もあろうかと思う。そういうことをせずに一般的にやればよいという考えもあると思うが、事務方としては非常につらい。調停の当事者かどうかをいちいち確認してアンケートをやるとなるとかなりの負担となる。そのような進め方も含めて、アンケートをやるとしてもいろいろと考えなければならぬこともある。 (委員長)

○ 調停委員に対するアンケートを検討する前に、そもそも調停制度とはどういうもので、調停委員はどういう人になっているかなどについて説明をしてもらった上で共通認識を持った方がいいのではないか。 (米田委員)

○ そのような形で考えたい。 (委員長)

(5) 「過払金関係について」 [説明 (民事首席書記官)]

(6) 質疑・応答

○ これまでの説明を受けて、過払金に関する質疑応答に入りたい。

(委員長)

○ 過払金の事件が占める割合が多くなると業務的にも負荷が大きくなるということか。 (古堅委員)

○ 医療事件等と過払金の事件とは自ずと労力が違う。過払金の事件は3回の弁論くらいで終わるものもあるので若干軽いとは思いますが、件数が多いためそれなりの負担ではある。 (民事首席書記官)

6 次回期日

■ 追って指定

7 次回議題

- (1) 調停（民事及び家事）制度について
- (2) 調停事件利用者に対するアンケートの実施について

(注)

○は、委員の発言内容

■は、委員会において確認した事項